

議第58号

令和2年度滋賀県病院事業会計補正予算(第6号)

(総則)

第1条 令和2年度滋賀県の病院事業会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業収益		千円 22,811,292	千円 1,346,839	千円 24,158,131
	1 医業収益	16,957,506	1,063,705	18,021,211
	2 医業外収益	5,643,486	△ 15,496	5,627,990
	3 附帯事業収益	210,300	△ 10,187	200,113
	4 特別利益	-	308,817	308,817

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用		千円 24,011,384	千円 1,325,990	千円 25,337,374
	1 医業費用	23,085,497	900,861	23,986,358
	2 医業外費用	716,047	126,039	842,086
	3 附帯事業費用	209,840	△ 9,727	200,113
	4 特別損失	-	308,817	308,817

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,940,199千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資本的収入		千円 2,264,397	△ 千円 210,974	千円 2,053,423
	1 企業債	1,948,900	△ 169,300	1,779,600
	2 負担金	30,500	△ 7,719	22,781
	3 補助金	284,997	△ 36,955	248,042
	4 諸収入	—	3,000	3,000

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資本的支出		千円 4,224,917	△ 千円 231,295	千円 3,993,622
	1 建設改良費	2,377,687	△ 219,949	2,157,738
	2 企業債償還金	1,847,230	△ 11,346	1,835,884

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
総合病院病院整備事業費	千円 1,614,100	千円 1,471,300
小児保健医療センター病院整備事業費	268,000	243,900
精神医療センター病院整備事業費	66,800	64,400
計	1,948,900	1,779,600

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
職員給与費	千円 12,415,719	△ 千円 184,378	千円 12,231,341

科 目	補正前の額	補正額	計
交 際 費	千円 60	△	千円 45

(他会計からの補助金)

第6条 院内保育所の運営、がん診療連携拠点病院機能強化、新人看護師研修および地域医療福祉体制整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
補 助 金	千円 2,512,734	△	千円 2,313,295

上記の議案を提出する。

令和3年3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造